

○福岡県による要請に応じて、令和3年8月1日～8月31日の全ての期間に営業時間短縮等を行った事業者の皆さまに【第10期】福岡県感染拡大防止協力金を給付します。
○要件を満たす事業者の皆さまに協力金の一部を先渡給付します。

福岡県からの要請

期	【第10期】	
区域	①北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域(筑紫野市,春日市,大野城市,宗像市,太宰府市,古賀市,福津市,朝倉市,糸島市,那珂川市,糟屋郡(宇美町,篠栗町,志免町,須恵町,新宮町,久山町,粕屋町),朝倉郡(筑前町,東峰村))	②その他市町村
期間	8月1日(日)0時～8月31日(火)24時	
対象施設	○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象です。 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場	
要請内容	福岡コロナ警報期間の要請【8月1日(日)0時～8月1日(日)24時】 ○営業時間を5時から 21時 までの間とすること ○酒類提供は11時からとし、 20時30分 をオーダーストップとすること ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛	
	まん延防止等重点措置期間の要請【8月2日(月)0時～8月31日(火)24時】 ※8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じた方が対象になります。 ○営業時間を5時から 20時 までの間とすること ○酒類提供を行わないこと ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛	○営業時間を5時から 21時 までの間とすること ○酒類の提供は、業種別ガイドラインを遵守し、県「感染防止宣言ステッカー」の掲示店において、「対策項目チェックリスト」の全項目を満たし、同リストを掲示している店舗に限る。酒類提供は11時から 20時 オーダーストップとし、4人以下のグループに限る ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛

先渡給付申請について

【先渡給付の要件】※次の全てを満たす方が対象です。

- 令和3年8月1日から8月31日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと
 但し、「まん延防止等重点措置期間の要請」に8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じた方が対象になります。
- 令和3年1月16日以降実施分の協力金(第1期以降)について受給実績があること
- 要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者であること(大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外)
 ※給付要件を満たしたこと(全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等)を確認するため、**要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。**
 ※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。

【先渡給付額】

- 北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域: **80万円(4万円/日×20日分)**
- その他市町村: **50万円(2万5,000円/日×20日分)**

※売上高に応じて算出した総給付額と先渡給付額との差額については、本申請の審査後、追加給付します。

【申請書類】先渡給付申請書(※添付資料は不要) 【申請方法】電子申請、郵送申請

【申請受付期間】令和3年**8月1日(日)**～8月20日(金)

給付額(本申請)

	①北九州市、福岡市、久留米市 福岡地域	②その他市町村																
	<p>○1日あたり給付額×31日間 ※1日あたりの給付額は、8月1日から「福岡コロナ警報期間の要請」に応じているまでの間(最長8月4日まで)は、②その他市町村と同じ</p> <p>○家賃月額×2/3(上限20万円)を 加算 ※酒類提供を取り止めた場合が対象 ※北九州市の店舗、福岡市の休業した店舗は、各市の家賃支援金の対象となるため、各市に申請願います。</p>	<p>○1日あたり給付額×31日間</p>																
1店舗あたり給付額	<p>※「売上高減少額」も選択可</p> <p>中小企業 「売上高方式」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>10万円超 25万円未満</td> <td>1日あたり 売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	10万以下	4万円	10万円超 25万円未満	1日あたり 売上高の4割	25万円以上	10万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円超 25万円未満</td> <td>1日あたり 売上高の3割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>7万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	8万3,333円以下	2万5千円	8万3,333円超 25万円未満	1日あたり 売上高の3割	25万円以上	7万5千円
	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																
10万以下	4万円																	
10万円超 25万円未満	1日あたり 売上高の4割																	
25万円以上	10万円																	
1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																	
8万3,333円以下	2万5千円																	
8万3,333円超 25万円未満	1日あたり 売上高の3割																	
25万円以上	7万5千円																	
<p>大企業 「売上高減少額方式」</p>	<p>[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割</p> <p>上限:「20万円」</p> <p>上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額</p>																	

給付要件(本申請)

- 福岡県内において要請開始日より前に要請対象施設を運営する事業者であること
- 要請期間の全ての期間に要請に応じていること。但し、「まん延防止等重点措置期間の要請」に8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じていること
- 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

申請受付期間(本申請)

令和3年9月1日(水)～9月30日(木)

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問合せください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599(9:00～18:00 平日)

